

米国通商代表部が2017年版スペシャル301条報告書を公表

2017年5月4日

JETRONY 知財部

今村、丸岡

米国通商代表部(Office of the United States Trade Representative: 以下 USTR)は、2017年版スペシャル301条報告書を公表した¹。

当報告書は1974年米国通商法182条に基づき、知的財産権保護が不十分な国や公正かつ公平な市場アクセスを認めない国を特定するもので、警戒レベルには「優先監視国」、「監視国」の2段階がある。

通商の不公平問題を重要視しているトランプ政権が発表する最初の同レポートとなるが、発表時点で USTR 長官は議会未承認という事もあり、論調は昨年までと同様との印象。なお、2016年の同レポートでは頻繁に言及されていた TPP についての記載は無くなっている。

本報告書において日本は米国と一緒に多国間での取り組みを行った国として、また USPTO とパートナーシップを有する国として言及されている²。

<プレスリリース³概要>

知的財産権の盗難は、歪んだ市場や不公正な貿易慣行をもたらし、米国の労働者、イノベーター、サービスプロバイダー、中小企業に損害を与えている。行政当局は、可能なすべての方策を用い、他国に対して、米国の製品及びサービスの輸出が可能となるように市場を開放し、知的財産権が保護および執行されるように働きかける。

知的財産集約産業(IP-intensive industries)は、45.5 百万人、米国全体の 30%の雇用を生み出している。知財関連の貿易障害を明確化することで、米国の雇用の創出、保護と米国に裨益する自由貿易を促進するものである。

○中国は引き続き優先監視国

強制技術移転、効果的な法執行の不備、営業秘密の窃盗、海賊版被害、世界中への模倣品の輸出など、従前からの懸念に加え、新たな問題も発生している。

¹ レポート全文: <https://ustr.gov/sites/default/files/301/2017%20Special%20301%20Report%20FINAL.PDF>

² レポート本文中、P10、P15、P23、P72

³ プレスリリース: <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2017/april/ustr-releases-2017-special-301-report>

○インドは引き続き優先監視国

インド政府の知的財産保護や模倣品対策の取り組みにも関わらず、具体的な成果が見られず米国人権利者に不利益となっている。特に、特許、著作権、営業秘密、模倣品対策に問題がある。

○各国共通で模倣品被害の悪化傾向

商標権侵害、著作権侵害の被害は悪化傾向にある。特に米国の映画、音楽、書籍などのデジタル著作権侵害について懸念。また、国境を接するメキシコやカナダの税関には模倣品対策の十分な力が無い。

○EU による行き過ぎた GI 保護

商標権や一般的名称として、米国企業が既に使用している名称までを EU が GI とすることにより、企業活動に支障が出るのではなるような行き過ぎた保護を懸念している。

○優先監視国リスト(11カ国)

Algeria, Argentina, Chile, China, India, Indonesia, Kuwait, Russia, Thailand, Ukraine, and Venezuela

○監視国リスト(23カ国)

Barbados, Bolivia, Brazil, Bulgaria, Canada, Colombia, Costa Rica, Dominican Republic, Ecuador, Egypt, Greece, Guatemala, Jamaica, Lebanon, Mexico, Pakistan, Peru, Romania, Switzerland, Turkey, Turkmenistan, Uzbekistan, and Vietnam.

以上